

平成 29 年（2017 年）2 月 17 日

各 位

日本遺産「水の文化」ツーリズム推進協議会事務局
（公益社団法人びわこビジュアルビューロー内）

日本遺産をテーマにした観光キャンペーン「日本遺産 滋賀・びわ湖 水の文化ぐるっと博」の実施に伴う関連事業の募集について（依頼）

平素、滋賀県の観光振興に御協力いただき、誠にありがとうございます。

平成 27 年度に文化庁の認定を受けた日本遺産「琵琶湖とその水辺景観一祈りと暮らしの水遺産」を活用して滋賀県への誘客を図るため、来年度に観光キャンペーン「日本遺産 滋賀・びわ湖 水の文化ぐるっと博」を実施することとしています。

このキャンペーンは、平成 30 年度に予定している大型観光キャンペーンのプレキャンペーンとして位置づけ、日本遺産の構成地域だけでなく全県的な取り組みとして展開していきたいと思っています。

そのため、観光事業者様はもちろんのこと、様々な皆様に誘客へ繋がる事業に取り組んでいただき、県を挙げてキャンペーンを展開していきたいと考えています。

つきましては、下記により事業を募集しますので御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。なお、御提案いただいた事業については、ウェブサイトやパンフレットに掲載して発信してまいります。

記

1 日本遺産および「日本遺産 滋賀・びわ湖 水の文化ぐるっと博」の概要

※別紙『1 日本遺産および「日本遺産 滋賀・びわ湖 水の文化ぐるっと博」の概要』をご参照ください。

2 募集する事業

(1) 対象事業について

「日本遺産 滋賀・びわ湖 水の文化ぐるっと博」期間中において、関係事業者様の強みを活かし、キャンペーンの旅行者・観光客を各地域や各施設等への集客・誘導に繋げる取組を想定しています。

- ・県内で実施されるもので、期間中（平成 29 年 10 月～平成 30 年 3 月）に実施される取組（日本遺産関連事業あるいは日本遺産構成地域に限定するものではなく、この観光キャンペーンを盛り上げ、各地域・各施設への集客を目的とした事業・取組）

※募集する事業のイメージは、別紙「2 「日本遺産滋賀・びわ湖 水の文化ぐるっと博」における関係事業者連携事業の事業イメージについて」をご参照ください

(2) 提出いただいた事業の活用方法について

提出いただいた関連事業については、事務局で内容を確認させていただいたうえ、キャンペーンのパンフレット（ガイドブック）やウェブサイトに掲載するなどして、広報・PR させていただきます。

2 募集期間

平成29年3月10日（金）まで

3 提出資料・提出先

別添の様式にて、ビューロー国内誘客部まで

（メールの場合は、問い合わせ先メールアドレスあてに送付ください。）

※様式は、滋賀県観光情報ウェブサイトの「法人・学校・エージェント」－「県内企業の皆様へ」からダウンロードいただけます。

（URL <http://www.biwako-visitors.jp/corp/company/detail/286?p=1>）

4 問い合わせ先

（公社）びわこビジターズビューロー

国内誘客部 担当：中島、木村、岡田

・TEL：077-511-1532

・FAX：077-526-4393

・メール：kokunai@biwako-visitors.jp

1 日本遺産および「日本遺産 滋賀・びわ湖 水の文化ぐるっと博」の概要

(1) 日本遺産について

地域の歴史的魅力や特色を通じて、我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 (Japan Heritage)」として文化庁が認定する制度で、平成 27 年度から開始されました。

既存の文化財の価値付けや保全のための規制を図ることを目的とした従来の文化財施策とは異なり、地域に点在する文化遺産をストーリーによって繋ぎ、「面」として活用・発信することで、地域の活性化を図ることを目的としています。

○現時点での認定数 計 37 件

- ・平成 27 年度認定 18 件
- ・平成 28 年度認定 19 件

(2) 日本遺産「琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産」について

日本最大の湖「琵琶湖」を有する滋賀県は、周辺の山麓に降った雨が河川をつたって琵琶湖に流れ込む水の豊富な地域であり、水を敬い、水を巧みに生活の中に取り込む、日本ならではの「和の暮らしや祈りの姿」といった「水の文化」が県内各地で生まれ育って、今日に伝わっています。

「琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産」は、この「水の文化」を「水と暮らしの文化」、「水と祈りの文化」および「水と食の文化」としてまとめた物語（ストーリー）で、県および構成 7 市において、平成 27 年 4 月に日本遺産第 1 号として認定されています。

○構成団体（県および 7 市）

滋賀県、大津市、彦根市、近江八幡市、高島市、東近江市、米原市、長浜市

※長浜市は、平成 28 年 4 月に追加認定

○構成文化財（26 件）



(3) 「日本遺産 滋賀・びわ湖 水の文化ぐるっと博」について

日本遺産に認定された機会を活かし、滋賀県ならではの魅力である「水の文化」をテーマとして観光誘客を図り、各地域への来訪と周遊を生み出すプログラム（観光サービスやイベントなど）を実施・提供する「観光キャンペーン」として実施します。

この取組は、平成30年度に予定している大型観光キャンペーンのプレキャンペーンとして位置づけ、日本遺産構成地域だけでなく県内すべての市町を範囲として、様々な取り組みを展開し、全県で一丸となって取り組もうとするものです。

○実施期間

平成29年10月から平成30年3月まで

○事業構成

この観光キャンペーンを大きく3つの柱（事業）で展開していきます。

① コミュニティツーリズム事業

- ・各地域への集客とまち歩き観光や観光周遊によって観光交流を図るため、構成文化財をはじめ各地域に様々な観光サービス（観光素材、観光・体験プログラム）を点在させて展開

✓ まち歩きガイドプログラム／着地型観光ツアー

✓ 体験・観光プログラム

（特別公開、農水産・生活文化・工芸体験PG、ライトアップなど）

② 中核事業

- ・県および各地域への集客に繋げる核（コア）となるイベント等の展開（オープニングイベント、クロージングセレモニー、地域中核イベント等）

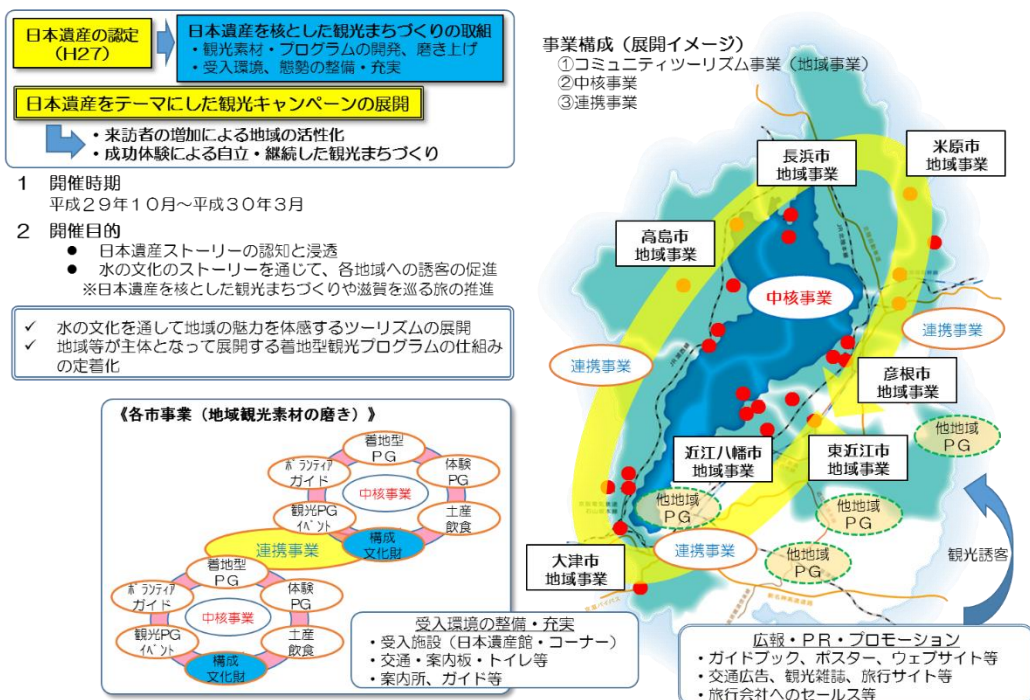
③ 連携事業

- ・関係事業者との連携により、各地域への集客や周遊に繋げる取組の展開
- ・地域間の周遊を促進する取組の展開

○事業範囲

- ・滋賀県全域

（日本遺産構成地域を核としつつも県全域での取組として展開します。）



2 「日本遺産滋賀・びわ湖 水の文化ぐるっと博」における関係事業者連携事業の事業イメージについて

募集する事業は、「日本遺産 滋賀・びわ湖 水の文化ぐるっと博」を全県一丸となって盛り上げていただくため、キャンペーン期間中（平成29年10月～平成30年3月）において、関係事業者様の強みを活かして、旅行者や観光客を各地域、各施設等への集客・誘導に繋げる取組を想定しています。

《取組（事業）イメージ（例）》

○観る・体験する

- ・観光・体験プログラムの展開やキャンペーン特別プログラムの展開など
（農水産体験PG、生活文化体験PG、工芸体験PG、アクティブPGなど）
- ・地域旅行会社による着地型ツアーの展開など

○巡る

- ・日本遺産等を巡る定期観光バスの運行など
- ・湖上交通を活用した日本遺産を巡る（楽しむ）クルーズ・遊覧船の展開など
- ・鉄道を利用したまち歩きプログラムの展開など
- ・地域内関係事業者連携による共通チケット（入場・拝観・体験など）の販売など

○泊まる

- ・特別食事メニュー（琵琶湖八珍料理など）の提供やまち歩き（ガイド）ツアーなどを含めた宿泊プランなど
- ・宿泊者と対象としたオプションプログラム（まち歩きや体験プログラム等）の提供など

○食べる・買う

- ・湖魚をはじめ滋賀県産食材を活用するなどしたキャンペーン特別メニューの展開
- ・キャンペーンに関連した土産品の販売（日本遺産、水、水の文化、びわ湖ぐるっと等）など

※あくまで事業イメージですので、これらに限定するものではありません。関係事業者様の各事業を観光キャンペーンに繋げていただく取組など、幅広くご提案ください。

「日本遺産びわ湖ぐるっと博」連携事業の提案

貴社、貴組織が「びわ湖ぐるっと博」でご協力、協働できる事業をご記入ください

※該当しない項目は空白で結構です

事業の名称					
実施可能期間	実施可能期間			時期・シーズン	
実施場所					
事業提案の内容					
セールスポイント (期間中の特典など)					
日本遺産との関連 (あれば)					
おすすめ・ ターゲット層	①国内外 ②カップル ③ご夫婦 ④小中学生 ⑤地元の方とふれあいたい方 ⑥歴史を感じたい方 ⑦団体旅行				
対象人員等	名／回				
参加料など	円	経費に 含まれるもの			
備考					
連絡先					
貴社・貴組織名	担当		TEL		
			FAX		
担当部署名			メール		
所在地					
その他					